令和２年５月19日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局長

〒730-8511広島市中区基町10-52

産業廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する

法律施行規則の特例を定める省令の施行について （依頼）

平素から，県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき，厚くお礼を申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について，令和２年５月15日付け環循適発第2005152号及び環循規発第2005151号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別紙のとおり通知がありました。

ついては，通知の内容についてご承知おきいただくよう，貴会員への周知をお願いします。

（特例省令の内容）

一　各種の変更の届出の提出期限に関する特例

二　定期検査に関する特例

三　年次報告等に関する特例

四　産業廃棄物の保管の届出に関する特例

五　産業廃棄物管理票の返送等に関する特例

六　管理表が返送されなかった場合等に排出事業者等に義務が生じるまでの期間に関する特例

　七　書類の提出等に関する柔軟な対応について

担当　適正処理グループ

電話　082-513-2963（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（担当者　桑原）